災害時の飲料水や
入浴・洗濯機会の確保について

令和８年９月１１日（金）

令和８年度第１回地下水マネジメント研究会

内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（食事支援担当）

目次

Ⅰ．大規模災害時の入浴・洗濯支援等に係る取組や地域未来交付金（地域防災緊急整備型）の活用

・令和８年熊本地震における生活用水確保の取組
・地域未来交付金（地域防災緊急整備型）を活用した取組事例
・防災力強化総合交付金　制度概要
・令和６年度能登半島地震　入浴支援・洗濯支援の好事例集

Ⅱ．生活用水の確保状況と地方公共団体への依頼

・指定避難所の防災機能等現況調査
・事前防災に関する通知

Ⅲ．飲料水・生活用水の確保に関する指針等

・防災基本計画（抄）
・避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針（抄）
・避難所運営等避難生活支援のためのガイドライン（チェックリスト）（抜粋）
・飲料水・生活用水確保の重要性

Ⅳ．災害救助法の対象・留意事項

・避難所の設置（入浴・洗濯）
・飲料水の供給

Ⅴ．参考資料

・参考ＵＲＬ

Ⅰ. 大規模災害時の入浴・洗濯支援等の取組や地域未来交付金（地域防災緊急整備型）の活用

令和８年熊本地震における入浴・洗濯支援等の取組

内閣府 Cabinet Office

◆断水の長期化により、飲料水の確保や、トイレ、風呂、洗濯等に使用する生活用水の確保に困難が生じ、被災者にとって厳しい避難生活が長期にわたって続いている。
◆熊本地震では、飲料水や生活用水を確保するため、関係省庁と連携して、以下のような取組を実施している。

□ 飲料水・雑用水

・給水機能付散水車による応急的な給水活動。
・市役所の井戸を開放し、雑用水として提供。

□ 入浴

・断水時でも使用可能な水循環型シャワーシステムの活用。
・公衆浴場や船舶の入浴設備等を活用した無料の入浴サービスの提供。
・訪問入浴車による要配慮者への入浴支援。

□ 洗濯・クリーニング

・ランドリーカーの派遣。
・避難所におけるクリーニングサービスの提供。
・避難所への洗濯機の設置。



防災井戸の活用（宇城市）


仮設浴場の設置（氷川町）



仮設浴場の設置（八代市）

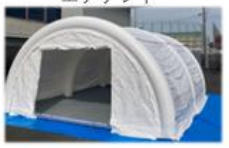
地域未来交付金（地域防災緊急整備型）を活用した取組事例

内閣府 Cabinet Office

◆地域未来交付金（地域防災緊急整備型）の活用

・避難生活環境の改善をはじめ、防災・減災に必要な車両や資機材について、地方公共団体が地域経済の活性化や住民の防災意識の浸透等に向けた平時の利活用も含めて検討し、整備することについて支援するもの。（入浴環境の整備37件）
・補助率　１／２
【交付上限】都道府県：6,000万円／指定都市・中核市・中枢中核都市：5,000万円／市区町村 4,000万円）

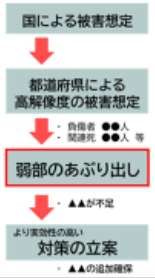
採択事例

自治体名	大阪府泉南郡田尻町	**人口**	8,386人	**事業費**	１６，９６８千円
事業概要	避難所の環境整備として、これまでに取り組んできたベッド類やトイレなどの対策に加え、新たに循環式お風呂システムを整備することで、避難所での生活が中長期化した場合に、衛生環境と避難者の心身の健康を確保するもの。 また、本町の一時避難場所については建築物がなく、カムチャツカ半島地震の際のような一時避難場所での滞在が長期化した場合には暑さ寒さに対応することができないため、空調付きのエアテントを整備し、避難者の環境改善を図るもの。 平時においては、防災訓練等で使用し、職員や自主防災組織などの熟度向上に努め、住民に対しては体験などを通じて防災意識の向上を図る。				
購入する資機材等の内容	○循環式お風呂システム　１台　8,800千円 ○エアテント　1台　8,168千円 １６，９６８千円		循環式お風呂システム  エアテント 		イベント時イメージ（足湯） 
主なKPI	【アウトプット指標（活動指標）※一つ以上】 ①交付金事業で購入した資機材の地域イベント及び訓練での利用		【アウトカム指標（成果指標）※一つ以上】 ①防災の取組に関する市民への認知度		

防災力強化総合交付金　制度概要

内閣府政策統括官（防災担当）

目　　的	従来の防災・減災に係る取組の改善、防災対策の実効性の向上及び地域のニーズを踏まえた「モレ・ムラ」のない被災地・被災者支援の事前準備の高度化・加速化を図るため、地域における危機管理投資を国として後押しする。				
令和8年度予算額	35億円	補助率	1/2	交付対象事業者	地方公共団体

基幹事業	事業概要	交付上限額（国費）
（1）防災力強化支援事業	地域レベルでの具体的なシミュレーションによる定量的弱部分析に基づく災害リスク評価の実施など、従来の防災・減災に係る取組の改善や実効性の向上に資する地方自治体の先進的な防災力強化の取組を支援する。 	上限なし
（2）広域連携推進事業	各地方自治体が、発災時に他の地方自治体等を支援するために、必要な資機材や人材等を派遣する体制を整備することを支援する。 広域的な展開が可能な災害対応車両等の資機材や、広域的な運用の推進に向けた方策検討・体制整備などの取組を支援する。  	都　道　府　県：6,000万円※ 政令指定都市：4,000万円 その他市区町村：3,000万円 ※都道府県が管内市区町村と連携して事業実施する際は、交付上限額を1億2,000万円まで増額可。
（3）被災者支援体制整備加速化事業 ①避難所の環境整備促進訓練等事業	避難生活環境の抜本的な改善を図るため、各地方自治体の被災者支援体制の実効性を高める取組を支援する。 ①スフィア基準等に沿った避難所の質向上に配慮し、D-TRACEの活用等も含めた避難所開所・運営訓練等の取組を支援 ②事前防災に向けた協議会合の開催を支援 	500万円
②災害対応関係分野別訓練・研修・協議会合事業		100万円

令和6年度能登半島地震　入浴支援・洗濯支援の好事例集



入浴支援事例 01

■ 事例における成果と課題

支援者｜支援団体

成果

- 発災後より長期的に入浴支援を行い、避難者の健康維持に貢献した。
- 他の入浴支援の終了を見越し、輪島市と連携して約2週間で仮設風呂の設計・設営を完了させ、避難者への切れ目のない入浴支援を実現した。

課題

- 利用者の安全管理や衛生管理、健康への配慮が求められるため、そのような専門知識を有する人材による管理体制が必要。
- 仮設風呂の設置にあたり、排水が行える場所であるかどうかの確認、降雪・積雪や強風、融雪等、地域の気候特性と災害リスクを考慮する必要があった。

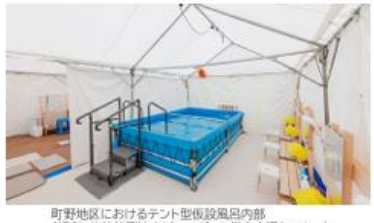
受援者｜輪島市

成果

- 避難者に対して中・長期的に入浴機会を確保し、避難者の健康維持に寄与した。
- 仮設風呂が住民同士の再会や交流の場となり、地域コミュニティの維持に寄与した。

課題

- 設置した仮設風呂が令和6年9月の奥能登豪雨で被害を受けたため、予め災害リスクの低い安全な場所を選定する必要がある。
- 人員不足のため、入浴支援に市職員を担当させることが困難であった。



町野地区におけるテント型仮設風呂内部
（提供：公益社団法人ピースボート災害支援センター）



町野地区における脱衣所（提供：輪島市）

■ 教訓

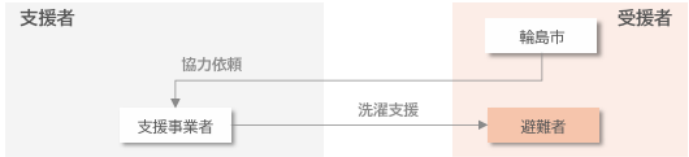
- 輪島市が実施する災害対策本部会議やテーマ別会議に支援団体が参画していたことで、迅速な情報共有を行える体制を確立できた。
- 利用者の安全管理や衛生管理、健康への配慮が求められるため、それらを担うことができる専門知識を有する人材との関係性を平時から確保する必要がある。
- 仮設風呂の設置にあたり、排水が行えるかの確認、降雪・積雪や強風、融雪等、地域の気候特性と災害リスクを考慮する必要がある。

洗濯支援事例 01

各機関の役割

輪島市	設置場所の調整、排水場所の許可、住民への周知、費用の支弁
支援事業者	設置場所の調整、移動式ランドリーカーの提供・運搬、洗濯支援の現場運営

支援の連携スキーム



支援にあたっての調整内容

① 排水：排水可能な設置場所を事前に輪島市と協議し、確保した。

② プロパンガス：事業用プロパンガスには「LPガス販売事業者等が30分以内に到着し、所要の措置を行うことができる体制の確保※1」という供給規制があり、現地のガス会社からは道路事情から対応が困難である旨返答があった。これを受け、関係機関で調整の結果、特例が認められ、供給が実現した。

③ 道路：トラックが通行可能なルートについて、石川県と事前に確認を行い、具体的なルートの指示を受けた。また、雪道のため、スタッドレスタイヤを装着し、支援先まで向かった。

必要となる調整事項

① 給水の確保（洗濯への利用）

② 排水先の確保（洗濯水を排水する場所）

③ 燃料の確保（洗濯乾燥機を動かす発電機に使用する軽油、乾燥機に使用するプロパンガス）

④ ランドリーカーの通行・移動の許可（支援元から支援先までの移動方法）

⑤ 支援者の宿泊場所の確保（支援者の活動拠点）

※1 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律 第二条第一項三号ロ
「保安業務に係る一般消費者等の供給設備及び消費設備には原則として三十分以内に到着し、所要の措置を行うことができる体制を確保すること。」
とあり、LPガス販売事業者等に対し、保安確保の観点から、緊急時対応として、保安業務に係る一般消費者等の供給設備及び消費設備には原則として30分以内に到着し、バルブの閉止等の所要の措置を行うことができる体制を確保することを求めている。
https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2022/07/20220715.html

支援を行う上での工夫

運営体制

① 社員4名体制で1週間交代のローテーション制を採用し、通常業務と両立しながら43日間の長期支援を実現した。

② 過去の長野市・人吉市での被災者支援の経験に基づき考案した整理券及び管理表を事前に作成しておき、利用者に整理券を配布し、時間帯ごとに利用者を振り分け、1日最大42組分の洗濯・乾燥に対応した。

その他の工夫

- 輪島市が防災無線を活用して「洗濯支援の実施場所・整理券配布の時間」を放送し、広く市民へ周知を行った。

Ⅱ．飲料水・生活用水の確保状況と地方公共団体に対する依頼

指定避難所における災害時に利用可能な生活用水の確保状況に関する調査（令和６年11月１日現在）①

内閣府 Cabinet Office

◆ 内閣府では、全国の地方公共団体の指定避難所について、防災機能設備等の確保状況に関する調査を実施し、令和７年１月23日付通知「指定避難所における防災機能設備等の強化の推進について」（府政防第409号）にて、調査結果を公表した。

◆ 調査結果（飲料水、生活用水に関する部分を抜粋）については下記のとおり。

防災機能設備等	指定避難所数（全国）	防災機能設備等を確保している指定避難所数（全国）	割合
飲料水の確保状況	82,820	56,937	68.7%
うち耐震性貯水槽やプールの浄水装置、井戸等を指定避難所の敷地内に保有		10,596	12.8%
うちペットボトル等の備蓄により確保		46,974	56.7%
うち協定等による優先利用により確保		25,450	30.7%
入浴・洗濯等生活用水について		18,356	22.2%
うちシャワー、プールの浄水装置、耐震性貯水槽、井戸等を指定避難所の敷地内に保有		13,871	16.7%

更なる確保に向けた取組が必要！

指定避難所における災害時に利用可能な生活用水の確保状況に関する調査（令和６年11月１日現在）②

内閣府 Cabinet Office

◆前スライドの調査結果を受けて、防災機能設備等の強化を推進するために、以下の内容を地方公共団体へ依頼。

令和７年１月23日付通知（府政防第409号）

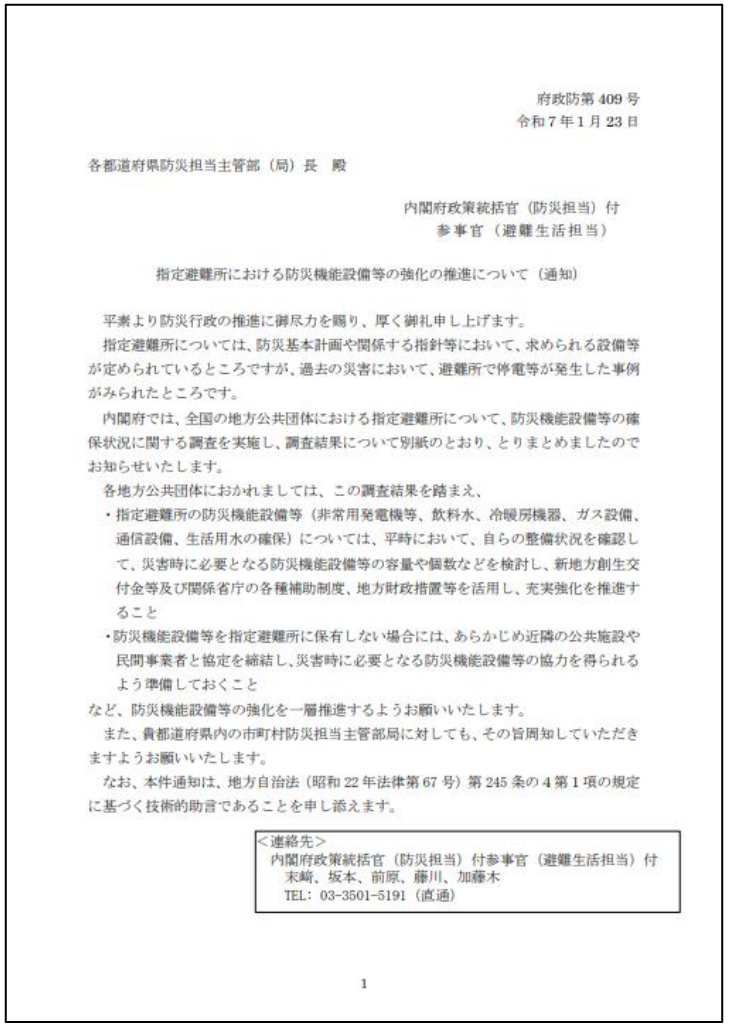
指定避難所における防災機能設備等の強化の推進について

（内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当））

https://www.bousai.go.jp/taisaku/hinanjo/pdf/r7_0123.pdf

○ 指定避難所の**防災機能設備等**（非常用発電機等、**飲料水**、冷暖房機器、ガス設備、通信設備、**生活用水の確保**）については、平時において、自らの整備状況を確認して、災害時に必要となる防災機能設備等の容量や個数などを検討し、新地方創生交付金等及び関係省庁の各種補助制度、地方財政措置等を活用し、**充実強化を推進すること**

○ 防災機能設備等を指定避難所に保有しない場合には、**あらかじめ近隣の公共施設や民間事業者と協定を締結し、災害時に必要となる防災機能設備等の協力を得られるよう準備しておくこと**



府政防第 409 号
令和７年１月 23 日

各都道府県防災担当主管部（局）長　殿

内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（避難生活担当）

指定避難所における防災機能設備等の強化の推進について（通知）

平素より防災行政の推進に御尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。
指定避難所については、防災基本計画や関係する指針等において、求められる設備等が定められているところですが、過去の災害において、避難所で停電等が発生した事例がみられたところです。
内閣府では、全国の地方公共団体における指定避難所について、防災機能設備等の確保状況に関する調査を実施し、調査結果について別紙のとおり、とりまとめましたのでお知らせいたします。
各地方公共団体におかれましては、この調査結果を踏まえ、
・指定避難所の防災機能設備等（非常用発電機等、飲料水、冷暖房機器、ガス設備、通信設備、生活用水の確保）については、平時において、自らの整備状況を確認して、災害時に必要となる防災機能設備等の容量や個数などを検討し、新地方創生交付金等及び関係省庁の各種補助制度、地方財政措置等を活用し、充実強化を推進すること
・防災機能設備等を指定避難所に保有しない場合には、あらかじめ近隣の公共施設や民間事業者と協定を締結し、災害時に必要となる防災機能設備等の協力を得られるよう準備しておくこと
など、防災機能設備等の強化を一層推進するようお願いいたします。
また、貴都道府県内の市町村防災担当主管部局に対しても、その旨周知していただきますようお願いいたします。
なお、本件通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の４第１項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

<連絡先>
内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）付
末崎、坂本、前原、藤川、加藤木
TEL：03-3501-5191（直通）

1

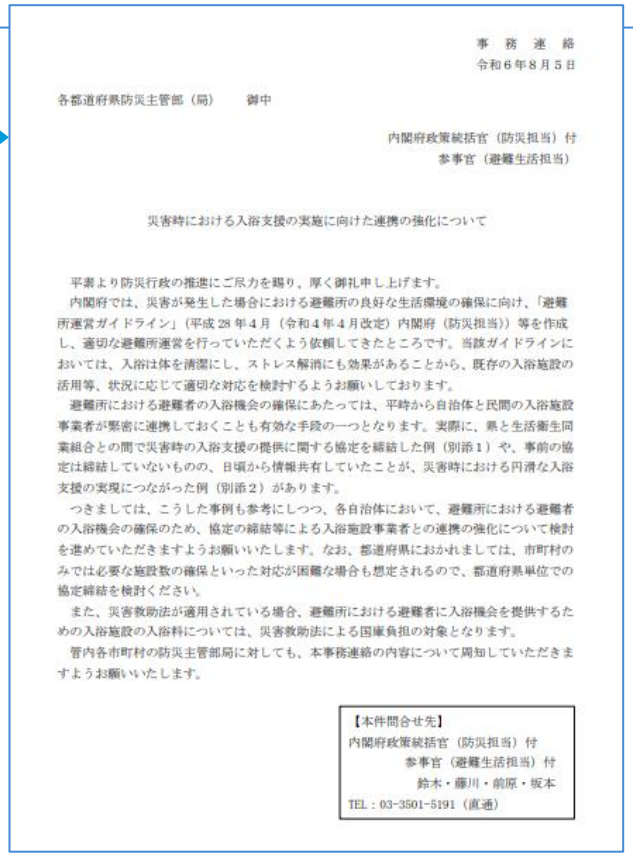
事前防災に関する通知

令和６年８月５日付　事務連絡【参考資料①】

災害時における入浴支援の実施に向けた連携の強化について

（内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当））

◆協定の締結等による入浴施設事業者との連携を強化するなどして、避難者の入浴機会の確保を進めるよう、地方公共団体宛て通知。



事　務　連　絡
令和６年８月５日

各都道府県防災主管部（局）　御中

内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（避難生活担当）

災害時における入浴支援の実施に向けた連携の強化について

平素より防災行政の推進にご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。
内閣府では、災害が発生した場合における避難所の良好な生活環境の確保に向け、「避難所運営ガイドライン」（平成28年４月（令和４年４月改定）内閣府（防災担当））等を作成し、適切な避難所運営を行っていただくよう依頼してきたところです。当該ガイドラインにおいては、入浴は体を清潔にし、ストレス解消にも効果があることから、既存の入浴施設の活用等、状況に応じて適切な対応を検討するようお願いしております。
避難所における避難者の入浴機会の確保にあたっては、平時から自治体と民間の入浴施設事業者が緊密に連携しておくことも有効な手段の一つとなります。実際に、県と生活衛生同業組合との間で災害時の入浴支援の提供に関する協定を締結した例（別添１）や、事前の協定は締結していないものの、日頃から情報共有していたことが、災害時における円滑な入浴支援の実現につながった例（別添２）があります。
つきましては、こうした事例も参考にしつつ、各自治体において、避難所における避難者の入浴機会の確保のため、協定の締結等による入浴施設事業者との連携の強化について検討を進めていただきますようお願いいたします。なお、都道府県におかれましては、市町村のみでは必要な施設数の確保といった対応が困難な場合も想定されるので、都道府県単位での協定締結を検討ください。
また、災害救助法が適用されている場合、避難所における避難者に入浴機会を提供するための入浴施設の入浴料については、災害救助法による国庫負担の対象となります。
管内各市町村の防災主管部局に対しても、本事務連絡の内容について周知していただきますようお願いいたします。

【本件問合せ先】
内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（避難生活担当）付
鈴木・藤川・前原・坂本
TEL：03-3501-5191（直通）

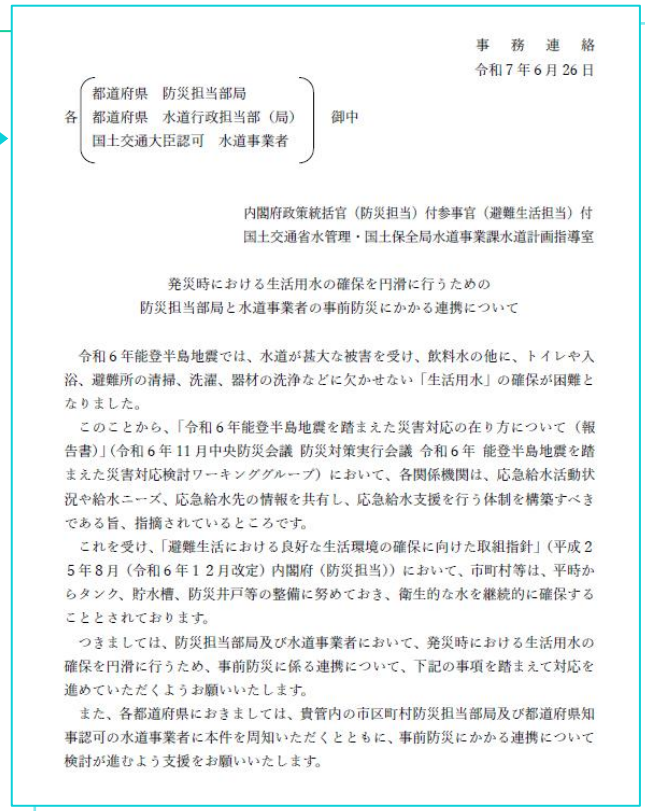
【参考】避難所の生活環境対策全般（通知・事務連絡等）
https://www.bousai.go.jp/taisaku/hinanjo/

令和７年６月２６日付　事務連絡【参考資料②】

発災時における生活用水の確保を円滑に行うための水道事業者と防災部局の事前防災にかかる連携について

（内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）付・国土交通省水管理・国土保全局水道事業課水道計画指導室）

◆災害時に円滑な給水支援を行うため、関係部局や水道事業者において連携を強化するよう、地方公共団体及び水道事業者宛て通知。



事　務　連　絡
令和７年６月26日

各　都道府県　防災担当部局
　　都道府県　水道行政担当部（局）
　　国土交通大臣認可　水道事業者　御中

内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）付
国土交通省水管理・国土保全局水道事業課水道計画指導室

発災時における生活用水の確保を円滑に行うための
防災担当部局と水道事業者の事前防災にかかる連携について

令和６年能登半島地震では、水道が甚大な被害を受け、飲料水の他に、トイレや入浴、避難所の清掃、洗濯、器材の洗浄などに欠かせない「生活用水」の確保が困難となりました。
このことから、「令和６年能登半島地震を踏まえた災害対応の在り方について（報告書）」（令和６年11月中央防災会議 防災対策実行会議 令和６年 能登半島地震を踏まえた災害対応検討ワーキンググループ）において、各関係機関は、応急給水活動状況や給水ニーズ、応急給水先の情報を共有し、応急給水支援を行う体制を構築すべきである旨、指摘されているところです。
これを受け、「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」（平成25年８月（令和６年12月改定）内閣府（防災担当））において、市町村等は、平時からタンク、貯水槽、防災井戸等の整備に努めておき、衛生的な水を継続的に確保することとされております。
つきましては、防災担当部局及び水道事業者において、発災時における生活用水の確保を円滑に行うため、事前防災に係る連携について、下記の事項を踏まえて対応を進めていただくようお願いいたします。
また、各都道府県におきましては、貴管内の市区町村防災担当部局及び都道府県知事認可の水道事業者に本件を周知いただくとともに、事前防災にかかる連携について検討が進むよう支援をお願いいたします。

Ⅲ. 飲料水・生活用水の確保に関する指針等

飲料水・生活用水の確保について

内閣府 Cabinet Office

◆ 防災基本計画において、地方公共団体が避難所における良好な生活環境の確保等に努めることが求められるが、その取組の参考となるよう、「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を策定。

「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」
（平成25年８月作成（令和６年12月改定））

取組指針の下に、より具体的な対応について示すもの
として以下のガイドラインを作成

- ①避難所運営等避難生活支援のためのガイドライン（チェックリスト）
 （平成28年４月作成（令和６年12月改定））
- ②福祉避難所の確保・運営ガイドライン
 （平成28年４月作成（令和３年５月改定））
- ③避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン
 （平成28年４月作成（令和６年12月改定））

【参考】直近の取組事例集について

〇避難所における生活環境の改善および新型コロナウイルス感染症対策等の取組事例集（令和４年７月）
〇避難所における生活環境の確保に向けた取組事例集（令和６年３月）

避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針
（平成25年８月（令和６年12月改定）　内閣府（防災担当））（抄）①

内閣府 Cabinet Office

第１　平時における対応

１　避難所の組織体制と応援体制の整備

（２）　物資確保体制の整備

① 食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、パーティション、簡易ベッド、毛布、炊き出し設備、入浴設備等の生活必需品は避難生活に不可欠であることから、災害が発生した場合に直ちにこれを提供し、スフィア基準を満たすことができるよう、市町村においては避難所や物資拠点に必要な備品を確保するとともに、都道府県においては市町村の備蓄状況を踏まえた広域的な備蓄を確保すること。このような備蓄の推進に加え、他の自治体との災害援助協定の締結、事業者団体等との物資供給協定の締結等を図っておくこと。また、運送事業者と協定を締結し、物資搬送体制の構築等も図っておくこと。さらに、救援用物資集積基地の設置についても検討しておくこと。

２　指定避難所の指定等

（１）　指定避難所の指定等

③ イ　指定避難所の防災機能設備等（非常用発電機等、飲料水、冷暖房機器、ガス設備等、通信設備、断水時のトイレ対策等）については、平時において、自らの整備状況を確認して、災害時に必要となる防災機能設備等の容量や個数などを検討し、関係省庁の各種補助制度、地方財政措置等を活用し、充実強化を推進することが望ましいこと。防災機能設備等を指定避難所等に保有しない場合には、あらかじめ近隣の公共施設や民間事業者と協定を締結し、災害時に必要となる防災機能設備等の協力を得られるよう準備しておくこと。

避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針
（平成25年８月（令和６年12月改定）　内閣府（防災担当））（抄）②

内閣府 Cabinet Office

（前スライドの続き）

第２　発災後における対応
２　避難所の設置と機能整備
（２）　指定一般避難所の機能

⑦ 災対法第86条の６に基づき、被災者の避難所における生活環境の整備のため、優先順位を考慮して、必要に応じ、次の設備や備品を整備するとともに、被災者に対する男女別のトイレ・更衣室・洗濯干し場・授乳室・休養スペースの設置等によるプライバシーの確保、暑さ寒さ対策、入浴及び洗濯の機会確保の他、子どもの遊びや学習のためのスペースの確保等、生活環境の改善対策を講じること。

ア　畳、マット、カーペット、段ボールベッド等の簡易ベッド
イ　間仕切り用パーティション
ウ　冷暖房機器
エ　洗濯機・乾燥機、洗濯干し場
オ　仮設風呂・シャワー
カ　テレビ・ラジオ
キ　簡易台所、調理用品
ク　その他必要な設備・備品

３　避難所リスト等の作成

（１）　避難所の状況を把握し、支援を漏れなく実施するため、市町村の避難所担当部門は開設している避難所をリスト化しておくこと。併せて、ライフラインの状況、食料・飲料水の備蓄状況、パーティション・簡易ベッドの設置状況に加えて、トイレ・入浴設備・冷暖房の状況についても把握すること。

（前スライドの続き）

11 生活用水の確保

（１） 飲料水の他に、トイレや入浴、避難所の清掃、洗濯、器材の洗浄などの用途に欠かせない「生活用水」の確保が必要になる。飲料水は支援物資として確保されるが、その他の用途の水についても、感染症の防止等、衛生面の観点から、分散型の生活用水の確保として、平時からタンク、貯水槽、防災井戸等の整備に努めておき、衛生的な水を継続的に確保すること。

（２） 入浴支援を行うNPOや民間温浴施設等の関係事業者との協定の締結、避難所との送迎のためのマイクロバス等の確保、シャワーや仮設風呂の設置のための資機材の備蓄、洗濯キットの備蓄、クリーニングサービスの提供のためのクリーニング事業者との協議、水循環型シャワー等の新技術の活用の検討など、入浴機会や洗濯機会が確保されるよう平時から準備しておき、災害発生時には速やかに対応すること。

（３） スフィア基準に沿って、入浴施設（シャワー、仮設風呂等）を50人に１つ設け、男女別に提供するようにすること。

避難所運営等避難生活支援のためのガイドライン（チェックリスト）（抜粋）①

内閣府 Cabinet Office

飲料水をはじめ、洗濯や入浴等に必要となる生活用水に関する内容を盛り込んでいる。

P. 11～14

飲料水

2．避難所の指定

ポイント

被害想定に基づき、災害種別ごとに安全な避難所を指定

解説

避難所の指定については、地域に想定される災害に応じた被害想定に基づいて、注意深く手続きを進める必要があります。水害の危険性のある地域においては、川沿いに避難所を設けないこと、土砂災害の危険性のある地域においては、土砂災害特別警戒区域内など、災害危険区域付近に避難所を設けないこと、津波の危険性がある地域においては、津波災害警戒区域内に避難所を設けないことを基本とし、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にある施設を指定しましょう。

やむを得ず、災害が発生するおそれのある区域内に指定避難所を指定している場合には、開設する災害の種類を想定するとともに、災害の状況や施設・敷地の被害等の状況を踏まえ、必要に応じて安全性の確認等を行った上で開設するようにしましょう。風水害の場合に、想定浸水水位（※）以上の階などを避難所として開設することとする場合には、①備蓄倉庫を想定浸水水位以上の階に設置すること、あるいは備蓄品を想定浸水水位以上の階などに迅速に運ぶ体制を整えておくこと、②受変電設備の浸水対策（洪水や高潮に対して安全な高い場所に嵩上げ・移設）等を行うようにし、浸水時は浸水する避難所の避難スペースが減少することから、可能な限り多くの避難所を確保するようにしましょう。

また、避難者数の増加によって、指定されていない建物が避難所になる可能性があると想定しておくことも重要です。災害対応訓練等において、避難所が不足する事態についてシミュレーションを行い、備えておきましょう。

※「想定される洪水等の水位」を指す。

質の向上を目指すには

避難所の備蓄としての毛布、非常食、飲料水の確保のほか、災害用トイレやその他必要物資等については、どのように物資を送り届けるかを入念に計画・準備する必要があります。また、洪水や津波または土砂災害の危険がある地域については、備蓄物資の保管場所を建物の上層階にする等、被害を受けにくい場所への備蓄に注意を払う必要があります。

	対策項目5　避難所として確保すべき備蓄等を実施する								
5-1	被害想定に応じた備蓄物資の配備計画を作成する	◎				防災、商工担当	□	□	
5-2	障害者、外国人向けの室内掲示等を確保する	○				防災、障害者、外国人担当	□	□	
5-3	毛布・飲料水・非常食・パーティション・簡易ベッド・炊き出し道具を確保する	◎				防災担当	□	□	
5-4	携帯トイレ、簡易トイレ、衛生用品を確保する	◎				防災担当	□	□	
5-5	女性用品や乳幼児用品等、女性や妊産婦・乳幼児・子育て家庭等のニーズを踏まえた物資を確保する	○				防災、男女共同参画担当	□	□	
5-6	投光器、発電機等の照明や、電源と燃料の確保を検討する	○				防災担当、教育委員会（施設の事務局）	□	□	避難所となる施設管理事務局
5-7	雨除け、敷物、囲い等に活用可能なブルーシートの確保を検討する	○				防災担当	□	□	
5-8	災害時に必要な物資（段ボールベッド、エアーベッド等簡易ベッド、仮設トイレ（快適トイレ）、ダクトヒーター等）を確保・設置するため民間企業等との協定を締結する（段ボールベッドについては業界団体の推奨規格に留意すること）	◎				防災、商工担当	□	□	
5-9	防災機能設備等（非常用発電機等、飲料水、冷蔵用機器、ガス設備等、通信設備、断水時のトイレ対策等）の整備状況を確認し、災害時に必要となる容量、個数などを検討する	◎				防災担当、教育委員会（施設の事務局）	□	□	避難所となる施設管理事務局
5-10	災害時に必要な防災機能設備等を確保するための近隣の公共施設や民間企業等との協定を締結する	◎				防災、商工担当	□	□	
5-11	防災井戸の設置等、災害時においても継続的に取水可能な分散型の生活用水を確保する	○					□	□	

【参考】避難所の生活環境対策全般（指針・ガイドライン等）
https://www.bousai.go.jp/taisaku/hinanjo/

P. 43～44

生活用水

（3）よりよい環境

13．衣類

ポイント

自立して衣類を確保できる環境を目指す

解説

着の身着のままで避難してきた被災者に対しては、衣類の配慮をしましょう。下着の確保に始まり、性別や年齢などに応じた衣類の確保に努めます。状況が落ち着けば、被災者自らが洗濯できる環境を整えることを目指しましょう。

質の向上の実現のために

善意から「古着」等が避難所に送られてくることがありますが、衛生状態がわからなかったり、サイズがそろわなかったりと、現実的には活用できないことが多くなっています。自宅等の被災により衣服が持ち出せない、地域では購入できない状況に備え、地方公共団体が手配し、被災者に支給する方法も検討しておきましょう。

また、過去の被災地では、衣料品販売事業者からの寄付に助けられた好事例があった一方で、妊婦用、介護用の下着や衣類が不足しがちでした。衣類を手配する際には、このようなニーズの把握にも努めましょう。

チェックリスト

13．衣類

項目番号	仕事	いつ 準備	いつ 初動	いつ 応急	いつ 復旧	★主担当 ◎担当 ○支援 を記入	協働しましたか	協働する団体等
対策項目1　衣類確保のための留意点								
1-1	避難者の属性に応じた下着類を確保する		◎	○		商工担当	□	□
1-2	体や季節に合った衣類を確保する			○		商工担当	□	□
1-3	仮設洗濯場（洗濯機・乾燥機）を確保する				○	商工担当	□	□
1-4	洗濯干し場を確保する（女性用の洗濯干し場を確保する）				○	避難所運営委員会	□	□
1-5	洗濯洗剤等洗濯キットを備蓄・確保する	○			○	商工担当	□	□
1-6	コインランドリーとの巡回バスやランドリカーを確保する	○			○	商工担当	□	□
1-7	クリーニングサービスの提供のためのクリーニング事業者と協議する	○			○	商工担当	□	□

P. 45～46

生活用水

14．入浴

ポイント

入浴は体を清潔にし、ストレス解消にも効果あり

解説

特に水害等で汚水に侵された場合等は、感染症等の予防の為にも、シャワー等で汚れを落とす必要があります。また、既存の入浴施設の活用や仮設風呂の調達等、状況に応じて適切な対応を検討しましょう。仮設風呂等においては、水分補給や前後の健康チェックについても配慮しましょう。

質の向上の実現のために

仮設風呂等については、手すりが無いものや、滑りやすい等の制約もあり、脆弱性の高い高齢者等には適さない物もあるため、入浴支援者の確保が必要になります。高齢者施設、旅館・ホテルなどの入浴施設の活用や、施設までの輸送手段（バス）等の確保も検討しましょう。スフィア基準においては、入浴施設を50人に1つとすることが示されており、避難所開設時から仮設浴場等を設置して入浴環境を確保しましょう。（参考資料4参照）

チェックリスト

14．入浴

項目番号	仕事	いつ 準備	いつ 初動	いつ 応急	いつ 復旧	★主担当 ◎担当 ○支援 を記入	協働しましたか	協働する団体等
対策項目1　入浴対策を検討する								
1-1	旅館・銭湯等の民間事業者との協定締結を実施する	◎				商工担当	□	□
1-2	汚水に侵された時は汚れ落としを実施する		◎	○		地域住民	□	□
1-3	体を拭くための使い捨てタオル等を確保する				○	商工担当	□	□
1-4	シャワーを浴びることができる環境を確保する				○	商工担当、避難所運営委員会	□	□
1-5	仮設風呂の資機材の備蓄等、風呂に入ることができる環境を確保する	◎			○	商工担当	□	□
1-6	シャワー・風呂の前後の健康管理に留意できる環境を確保する				○	避難所支援班、保健担当等	□	□
1-7	入浴施設と避難所の送迎のためのマイクロバス等を確保する	○		○		商工担当		

内閣府 Cabinet Office

モデル　仮設入浴施設の場合

入浴施設のモデルパターン

内閣府防災担当

✓ 想定される設備

：給湯ボイラユニット、シャワースタンド、ふろスタンド、テント、発電機、室内・室外照明等を設置するものであり、購入額は１ユニット数百万円程度（男女別だと２ユニット1000～2000万円程度）（ボイラは小型かつキャスター付きで機動性が確保されており、運搬や管理がしやすいものになっている）＜新地方創生交付金（地域防災緊急整備型）を活用可能＞



✓ 想定される利用人数

：一度に10人程度可能（24時間運用も可能だが夕方だけが一般的）

✓ 想定されるスタッフ数（製造会社と契約することや、平時からNPO等と協定を結び、スタッフの確保を進めていくことが必要）

・運搬：１人（運送業者等のドライバー）

・設置：８人（主にテントを設置するボランティア等：所要２時間程度）
（工具を必要としないカムロック式で簡単に設置可能）
（製造会社が設置に立ち会う契約にすることも多い）

・運用時の監視・清掃：２人（男女各１人ずつ：ボランティア等でも対応可能）

✓ 特徴

・男女用に２ユニット必要

・多量の水が必要であり、給水車による支援が必要。浴槽については、毎日清掃を行い、フィルタを交換することが望ましい


給湯ボイラシステム


シャワースタンド


浴槽


清掃しやすいスノコ

飲料水・生活用水の確保の重要性

内閣府 Cabinet Office

Point ― 関係部署と連携して事前準備を！

◆飲料水や生活用水は、貯水槽や給水タンク、井戸等により事前に確保しておくこと。

⇒井戸を所有する民間事業者や近隣住民との協力協定も考えられる。

⇒水循環システムや浄水装置を活用したも有効。

◆災害時に入浴・洗濯の機会を迅速に確保するため、備蓄や協定の締結を行うこと。

⇒仮設風呂等の入浴資機材の備蓄のほか、入浴施設との協定や送迎のためのバス会社との協定も考えられる。

⇒洗濯キットの備蓄や、クリーニング業者・コインランドリー業者・ランドリーカー所有者との協定も考えられる。

⇒災害対応車両登録制度の活用も有効。

◆スフィア基準では、入浴施設を50人に１つとすることが示されており、避難所の入浴支援において対応することが望ましいこと。

Ⅳ. 災害救助法の対象・留意事項

避難所の設置（入浴・洗濯）

内閣府 Cabinet Office

	一般基準
対象者	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者
救助期間	災害発生の日から７日以内　　※下線部は特別基準の設定が可能。
対象経費	避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費の設置費

✓ 災害救助法の対象となるもの

・被災者用の仮設風呂、簡易シャワー室、仮設ランドリー（洗濯機、乾燥機）の設置

・避難所環境整備のための仮設風呂、簡易シャワー、洗濯機、乾燥機等の資機（器）材のレンタル、シャワーカーやランドリーカー等のレンタル

・被災者用の洗濯用洗剤、物干し竿、ハンガー、タオル、シャンプー・リンス・ボディソープ、洗顔等の消耗品の購入・レンタル

・仮設風呂等が避難所や支援拠点に設置されるまでの間に利用する、入浴施設（銭湯、スーパー銭湯、ホテルなど）への送迎と入浴料の支払い

✓ 主な留意事項

・レンタルが困難な場合は購入しても差し支えない。なお、購入した器材（物）は、原則として残存資材等として換価処分することとし、当該収入金額は避難所設置費用から控除すること。

飲料水の供給

	一般基準
対象者	災害のために現に飲料水を得ることができない者
救助期間	災害発生の日から７日以内　　※下線部は特別基準の設定が可能。

✓ ポイント

・飲料に適した水の供給全体（飲料用以外に利用された水も含む）が費用の対象となる。

・災害により現に飲料水を得ることができないかどうかが救助の判断基準であるので、住家の被害は問わない。

・飲料水の供給は避難所や支援拠点において行う。（給水車等により供給することが前提。）
⇒特定の者だけが利用する施設等への供給は、その管理者が負担すべきであるため、救助法の対象外。

✓ 主な留意事項

・避難所等で炊き出しとともに提供するペットボトル等の飲料水は、「炊き出しその他による給与」に含める。

・水道事業者が本来行うべき配水管の修理等や仮配管の設置費は認められない。同様に新たな水源を開発するボーリング調査や井戸さらいなどに要する費用も対象外である。

・「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」の規定により供給される生活用水や防疫目的で使用される資材、薬品等は対象とならない。

Ⅴ. 参考資料

- 令和６年能登半島地震に係る検証チーム【内閣府】
 https://www.bousai.go.jp/updates/r60101notojishin/kensho_team.html
- 避難所の生活環境向上に係る支援について【内閣府】
 https://www.bousai.go.jp/taisaku/hinanjo/shien.html
- 令和６年能登半島地震を踏まえた有効な新技術及び方策について【内閣府】
 https://www.bousai.go.jp/updates/r60101notojishin/pdf/kensho_team_shingijyutu.pdf
- 新たな水循環施策の方向性について【内閣官房水循環政策本部事務局】
 https://www.kantei.go.jp/jp/singi/mizu_junkan/dai6/siryou1.pdf
- 令和６年能登半島地震における水資源部の対応【国土交通省】
 https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/mizsei/mizukokudo_mizsei_fr1_000059.html
- 災害対策機械の紹介【国土交通省四国地方整備局】
 https://www.skr.mlit.go.jp/bosai/bosai/kikai/kikai.html
- 避難所の生活環境対策【内閣府】
 https://www.bousai.go.jp/taisaku/hinanjo/
- 各都道府県等への通知【内閣府】
 https://www.bousai.go.jp/updates/r60101notojishin/tsuuchi.html
- 防災基本計画【内閣府】
 https://www.bousai.go.jp/taisaku/keikaku/pdf/kihon_basicplan.pdf
- 避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針【内閣府】
 https://www.bousai.go.jp/taisaku/hinanjo/h25/pdf/kankyoukakuho-honbun.pdf
- 避難所運営等避難生活支援のためのガイドライン（チェックリスト）【内閣府】
 https://www.bousai.go.jp/taisaku/hinanjo/pdf/2412hinanjo_guideline.pdf
- 令和６年能登半島地震における入浴支援、洗濯支援好事例集【内閣府】
 https://www.bousai.go.jp/taisaku/hinanjo/pdf/noto_nyuyoku_sentaku.pdf
- 災害救助法【内閣府】
 https://www.bousai.go.jp/oyakudachi/info_saigaikyujo.html